

旭川医科大学病院栄養サポートチーム細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月13日病院長裁定)

旭川医科大学病院栄養サポートチーム細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院栄養サポートチーム細則（平成21年9月9日病院長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略) (構成) 第4条 NSTは，次に掲げる構成員をもって組織する。 (1)～(2) (略) (3) 耳鼻咽喉科・<u>頭頸部外科</u>医師 1人 (4)～(10) (略) (略) <u>附 則</u> <u>この細則は，令和5年10月1日から施行する。</u> 【改正理由】 診療科の再編のため，所要の改正を行うとともに，規程の整備を図るものである。	(略) (構成) 第4条 NSTは，次に掲げる構成員をもって組織する。 (1)～(2) (略) (3) 耳鼻咽喉科医師 1人 (4)～(10) (略) (略)